

議案第63号 令和6年度習志野市一般会計補正予算（第7号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	796億6,879万3千円
	補正額	19億6,585万5千円
	補正後	816億3,464万8千円

- （歳出概要）
- ・ 連絡所運営費
  - ・ 障害者総合支援法に基づく給付事業
  - ・ 子どもの医療費等助成事業
  - ・ 児童福祉法に基づく給付事業
  - ・ 生活保護費
  - ・ きれいなまちづくり推進事業
  - ・ 給食センター賄材料費
  - ・ 単独校給食賄材料費
  - ・ 国県支出金過年度分返還金
  - ・ 議員報酬及び手当等
  - ・ 給与改定及び決算調整による人件費

2 繰越明許費

（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 住宅費	市営住宅維持管理事業	134,033

3 債務負担行為

（追加）

事項	期間	限度額
谷津干潟自然観察センター等 指定管理料	6年	委託料 335,000千円に消費税及び 地方消費税を加えた額の範囲内

議案第64号 令和6年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	144億3,299万4千円
	補正額	3億2,108万8千円
	補正後	147億5,408万2千円

- （歳出概要）
- ・ 介護給付費準備基金積立金
  - ・ 償還金

議案第65号 習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例の制定について

ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌を防止することにより、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的として、現行の「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼い犬及び飼い猫のふんの放置をしないまちづくり条例」を廃止し、本条例を制定するものです。

定 義	ご み	たばこの吸い殻、ペットボトル、缶、瓶、紙くず、一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物、愛玩動物のふん、餌の残さその他これらに類する物
	ポイ捨て等  生活環境が損なわれる給餌	ごみを回収容器その他の定められた場所以外の場所に放置し、又は捨てること及び定められた方法によらずに処理し、放置し、又は捨てること  次のいずれかにより生活環境が損なわれている事態（複数の市民等又は公共の場所の管理者から苦情又は相談があり、周辺地域の住民の間で共通の認識となっていると市長が認めたものをいう。）を生じさせている公共の場所における給餌 ・給餌による餌を目当てに集まる動物の鳴き声その他の音 ・給餌による餌の残さ又は給餌による餌を目当てに集まる動物のふん尿その他の汚物の放置又は不適切な処理及びこれらにより発生する臭気 ・給餌による餌を目当てに集まる動物の毛又は羽毛の飛散 ・給餌による餌を目当てに集まる動物の威嚇行為又は破壊行為
責 務	市	この条例の目的を達成するため、ポイ捨て等の防止及び生活環境が損なわれる給餌の防止に係る意識の高揚を図り、必要な施策を実施しなければならない。
	市民等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭廃棄物を搬出する集積所を清潔に保つよう努めなければならない。</li> <li>・愛玩動物を所有し、又は占有する市民等は、愛玩動物の本能、習性及び生理を理解し、愛玩動物のふん尿を適切に処理するよう努めなければならない。</li> <li>・この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポイ捨て等の防止に関する従業員の意識の啓発を図るとともに、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実に努めなければならない。</li> <li>・この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。</li> <li>・催事を開催する事業者は、その開催に伴い、ポイ捨て等を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</li> </ul>
	公共の場所の管理者	その管理する場所を清潔に保ち、かつ、ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌がなされることのないよう適正な管理に努めなければならない。

(次頁に続く。)

責 務	容器飲料を自動販売機により販売する者	回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
禁 止 行 為		ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌
重 点 区 域		ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌を重点的に防止することが必要と認められる公共の場所
指 導		次の者に対し、必要な指導をすることができる。 ・ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の禁止の規定に違反した者 ・回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない責務の規定に違反した者
過 料	対 象	重点区域において、ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の禁止の規定に違反した者であって、指導に従わないもの
	金 額	1万円以下で規則で定める額

(施行期日)

令和7年4月1日から施行します。

議案第66号 習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

適正な受益者負担を確保する観点から、「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」に基づき、3年ごと※に使用料等を見直すものです。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度及び令和5年度における見直しを延期

1 定期的な積算の見直しにより、次の条例を改正します。

条例	使用料等
習志野市使用料条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティセンター施設等使用料</li> <li>・公民館施設等使用料 (菊田公民館、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館及び新習志野公民館)</li> <li>・鹿野山少年自然の家使用料</li> <li>・富士吉田青年の家使用料</li> <li>・都市公園使用料及び占用料</li> <li>・道路占用料</li> </ul>
習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・習志野市中央公民館使用料</li> <li>・習志野市民ホール使用料</li> <li>・習志野市中央公園体育館使用料</li> <li>・習志野市中央公園テニスコート使用料</li> <li>・習志野市中央公園パークゴルフ場使用料</li> </ul>
習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・習志野市立富士吉田体育館使用料</li> </ul>
習志野市放課後児童健全育成事業条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童育成料</li> </ul>

習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の死体処理手数料</li> <li>・一般廃棄物処理手数料</li> <li>・産業廃棄物処分費用</li> </ul>
習志野市海浜霊園及び鷺沼霊堂の設置管理に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜霊園管理料</li> </ul>
習志野市自転車等の放置防止に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移送保管料</li> </ul>

2 市民サービスの向上及びコンビニ交付サービスの利用促進を図るため、当該サービスを利用した場合の次の手数料について、現行の手数料から50円減額した額とします。

- ・ 戸籍証明書交付手数料
- ・ 納税又は公課証明手数料
- ・ 印鑑証明手数料
- ・ 住民票及び戸籍の附票の写し又は記載した事項証明手数料

(施行期日)

1については、令和7年4月1日から施行します。

2については、令和7年6月10日から施行します。

議案第67号 習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員が働きやすい環境を整備するため、次のとおり改正するものです。

1 子育て部分休暇の創設

部分休業<sup>※</sup>と同様の短時間勤務ができるよう、子育て部分休暇を創設します。

※ 小学校就学前までの子を養育する職員を対象とした休業

対 象	小学校1年生から3年生までの子を養育する正規職員
時 間	1日につき2時間以内で30分単位 (正規の勤務時間の始め又は終わりに取得)
給 与	無給

2 会計年度任用職員の療養休暇の有給化

現在、無給である会計年度任用職員の療養休暇を有給とします。

3 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和7年4月1日から施行します。

議案第68号 習志野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

期末手当の年間支給割合を次のように改定するものです。

対象年度	6月期	12月期	年間
本年度	2.25月	2.35月 (現行2.25月)	4.6月 (+0.1月)

令和7年度 以後	2.3月 (現行2.25月)	2.3月 (改正前2.35月)	4.6月
-------------	-------------------	--------------------	------

(施行期日等)

令和6年度の期末手当については、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用します。

令和7年度以後の期末手当については、令和7年4月1日から施行します。

**議案第69号 習志野市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

期末手当の年間支給割合を次のように改定するものです。

対象年度	6月期	12月期	年間
本年度	2.25月	2.35月 (現行2.25月)	4.6月 (+0.1月)
令和7年度 以後	2.3月 (現行2.25月)	2.3月 (改正前2.35月)	4.6月

(施行期日等)

令和6年度の期末手当については、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用します。

令和7年度以後の期末手当については、令和7年4月1日から施行します。

**議案第70号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、次のように改正するものです。

- 1 給料月額を増額改定します。
  - (1) 行政職給料表平均改定率 2.6%
  - (2) 初任給(月額)

区分	改正前	改正後
大学卒	20万2,400円	22万5,600円
短大卒	18万4,600円	21万 600円
高校卒	17万 900円	19万4,500円

- 2 期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を次のように改定します。

区分	対象年度		6月期	12月期	年間
定年前 再任用 短時間 勤務職 員※以 外の職 員	本年度	期末手当	1.225月(支給済み)	1.275月 (現行1.225月)	2.5月 (+0.05月)
		勤勉手当	1.025月(支給済み)	1.075月 (現行1.025月)	2.1月 (+0.05月)
	令和 7年度 以後	期末手当	1.25月 (現行1.225月)	1.25月 (改正前1.275月)	2.5月
		勤勉手当	1.05月 (現行1.025月)	1.05月 (改正前1.075月)	2.1月

令和6年第4回定例会議案概要

定年前 再任用 短時間 勤務職員※	本年度	期末手当	0.6875月(支給済み)	0.7125月 (現行0.6875月)	1.4月 (+0.025月)
		勤勉手当	0.4875月(支給済み)	0.5125月 (現行0.4875月)	1.0月 (+0.025月)
	令和 7年度 以後	期末手当	0.7月 (現行0.6875月)	0.7月 (改正前0.7125月)	1.4月
		勤勉手当	0.5月 (現行0.4875月)	0.5月 (改正前0.5125月)	1.0月

※ 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員を含む。

(施行期日等)

1については、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

2のうち令和6年度の期末手当及び勤勉手当については、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用します。

2のうち令和7年度以後の期末手当及び勤勉手当については、令和7年4月1日から施行します。

議案第71号	習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号	習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号	習志野市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第3期計画」に基づき、次のように施設の再編等※を行うものです。

議案番号	施行前	施行後
71	<u>習志野市立大久保東幼稚園</u> (園児数減少により <u>統合</u> )	習志野市立大久保こども園
72	<u>習志野市立藤崎幼稚園</u> (保育所機能等を追加して <u>再編</u> )	<u>習志野市立藤崎こども園</u> ( <u>新設</u> )
73	<u>習志野市立藤崎保育所</u> (定員を拡大して <u>私立化</u> )	(仮称)藤崎みつぼし保育園 (令和7年4月1日開園予定)

※ 表の二重下線部分が条例改正に係る部分

(施行期日)

令和7年4月1日から施行します。

議案第74号 習志野市給水条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 水道事業の持続可能な健全経営の観点から、水道料金の適正化を図るため、次のように基本料金及び従量料金を改定するものです。

(1) 基本料金

メーターの口径	改正前	改正後
13mm	583円	715円
20mm	1,111円	1,375円
25mm	1,705円	2,332円
30mm	4,785円	6,600円
40mm	8,382円	11,550円
50mm	14,487円	20,350円
75mm	34,265円	48,400円
100mm	62,304円	90,200円
150mm以上	152,372円	221,100円

(2) 従量料金

改正前		改正後	
使用量区分	料金	使用量区分	料金
1m <sup>3</sup> 以上 10m <sup>3</sup> まで	44.00円	1m <sup>3</sup> 以上 10m <sup>3</sup> 以下の分	52円
10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> まで	107.80円	10m <sup>3</sup> を超え 30m <sup>3</sup> 以下の分	132円
30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> まで	161.70円	30m <sup>3</sup> を超え 50m <sup>3</sup> 以下の分	231円
50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> まで	215.60円	50m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> 以下の分	308円
100m <sup>3</sup> を超え 500m <sup>3</sup> まで	271.70円	100m <sup>3</sup> を超える分	374円
500m <sup>3</sup> を超え 1,000m <sup>3</sup> まで	326.70円		
1,001m <sup>3</sup> 以上	380.60円		

- 2 「水道法施行令」及び「水道法施行規則」の改正に伴い、改正するものです。  
本市企業局の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格について、「水道法施行令」及び「水道法施行規則」で定める資格をもって、その資格とします。

- 3 その他文言整理をします。

(施行期日)

令和7年4月1日から施行します。

議案第75号 教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を教育委員会の教育長として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市大久保  
 氏 名 小 熊 隆（おぐま たかし）  
 任 期 3年  
 新任・再任 再任

議案第76号 財産の貸付けについて（習志野市立藤崎保育所用地）

習志野市立藤崎保育所の私立化に伴い、認可保育所用地に係る貸付料を、市が定める算定基準に基づく金額より減額して貸し付けるものです。

1 貸付けに供する土地の表示

所在地番※	地目	地積
習志野市藤崎三丁目861番の一部	宅地	667.30㎡
習志野市藤崎三丁目865番1の一部	原野	200.01㎡
習志野市藤崎三丁目865番3の一部	宅地	152.13㎡
習志野市藤崎三丁目872番の一部	宅地	129.83㎡
習志野市藤崎三丁目873番の一部	宅地	
習志野市藤崎三丁目874番の一部	宅地	16.17㎡
習志野市藤崎三丁目1253番の一部	宅地	1,727.56㎡
習志野市藤崎三丁目1253番2	宅地	101.91㎡
合 計		2,994.91㎡

※ 習志野市藤崎三丁目2番地内（住居表示街区）

- 2 貸付けの目的 保育所用地  
 3 貸付料 固定資産税及び都市計画税相当額  
 4 貸付期間 契約日から令和37年3月31日まで  
 5 貸付けの相手方 野田市柳沢83番地  
 学校法人 三星学園

議案第77号 指定管理者の指定について（谷津干潟自然観察センター等）

（公の施設の名称）

谷津干潟自然観察センター、谷津干潟公園センターゾーン及び谷津干潟公園  
駐車場

（指定管理者）

谷津干潟ワイズユース・パートナーズ

代表者 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号  
西武造園株式会社

構成員 東京都東村山市栄町二丁目28番5号  
特定非営利活動法人 生態教育センター

構成員 千葉市中央区都町三丁目29番1号  
林造園土木株式会社

（指定の期間）

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

議案第78号 専決処分した事件の承認を求めることについて（令和6年度習  
志野市一般会計補正予算（第6号））

衆議院の解散に伴う、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を必要としました。しかし、予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたため承認を求めるものです。

1	歳入歳出補正予算	補正前	795億6,184万6千円
		補正額	1億694万7千円
		補正後	796億6,879万3千円

（歳出概要）・職員給与費  
・衆議院議員選挙費

（専決処分日）

令和6年10月3日

議案第79号 千葉県競馬組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議  
について

千葉県競馬組合の会計方式を公営企業会計に移行することに伴い、規約を改正する必要があります。

この規約の改正について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決が必要であるため、提案するものです。

(施行期日)

令和7年4月1日から施行します。

議案第80号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少  
及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制  
定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体である「布施学校組合」が、令和7年3月31日をもって解散することに伴い、組織団体の数が減少するため、組合規約中、同組合を削る改正を行う必要があります。

この組織団体の減少及び規約の改正について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決が必要であるため、提案するものです。

(施行期日)

令和7年4月1日から施行します。

議案第81号 四市複合事務組合の共同処理する事務の変更及び四市複合事務  
組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

特別養護老人ホーム三山園の社会福祉法人への移譲及び斎場運営に関する分賦金の利用者割の算定方法の見直しに伴い、規約を改正する必要があります。

この共同処理する事務の変更及び規約の改正について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を行うに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決が必要であるため、提案するものです。

(施行期日)

令和7年4月1日から施行します。